

江戸川区応急給水マニュアル

平成 27 年 8 月

江戸川区危機管理室

給 水 部 会

作成 平成 16 年 3 月

修正 平成 26 年 1 月

平成 27 年 8 月

応急給水マニュアルの活用にあたって

このマニュアルは、区職員が災害時に応急給水活動を実施するにあたり、活動場所、役割等、給水活動に係わる事項を整理し、まとめたものです。

大地震が発生した場合は、予測できない状況に直面することが考えられます。

マニュアルは万全ではありません。不測の事態では、職員一人ひとりが、状況に応じて臨機応変に対応することが大切です。

目 次

	ページ
1 災害時の給水体制	1
2 都と区、区民等の役割分担	3
3 給水課分掌事務	4
4 給水課職員数	4
5 給水課の組織	4
6 水道局の態勢	4
7 給水拠点	4
8 給水課の業務	6
9 活動態勢	7
「活動態勢フロー図」	9
【資料】	
1 給水課職員数(課税課・納税課)	10
2 水道局の態勢(東部第一支所)	11
3 給水計画(水道局の計画)	12
4 給水所の施設概要	13
5 応急給水槽の施設概要	14
6 災害時協力協定団体名簿(給水関係)	16
7 江戸川区防災行政無線(M C A無線システム)一覧	17
8 区備蓄物資一覧	20
9 応急給水資器材	21
10 非常応急セット	22
11 学校避難所一覧	23
12 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	26
13 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書・実施細目	30

【別冊】

応急給水作業マニュアル

1 災害時の給水体制

(1) 給水の考え方

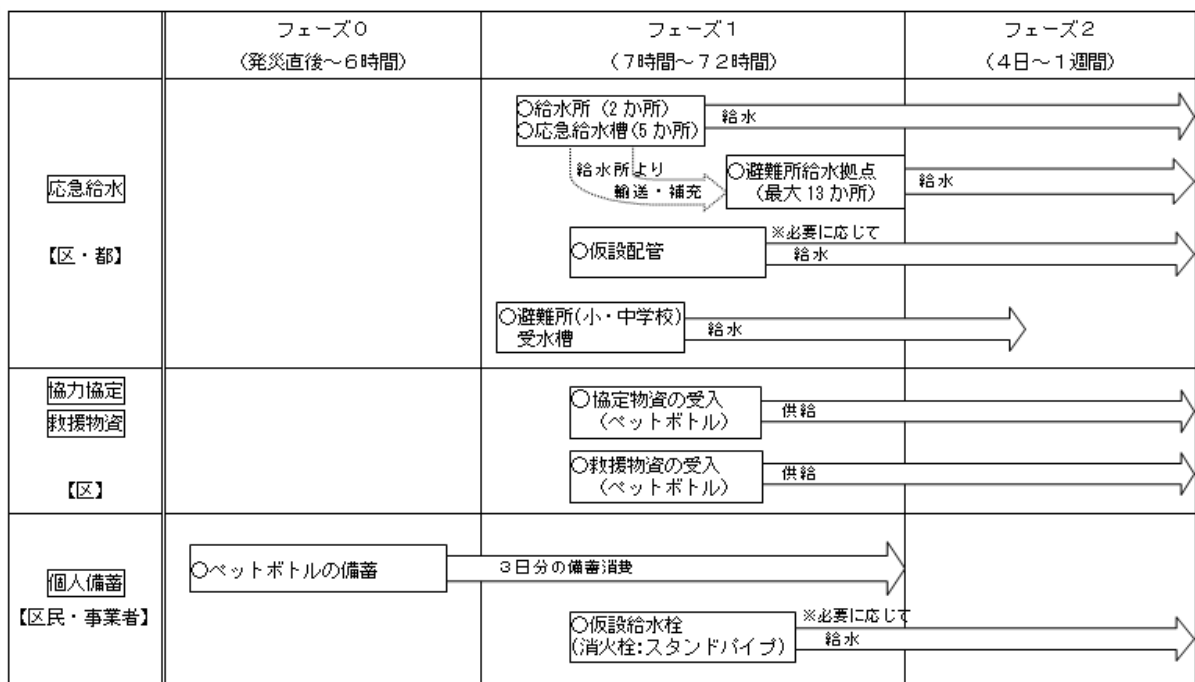
発災後3日間(72時間)は、各自の備蓄飲料で対応していただくことを基本として区民に求める。

発災後、できるだけ早期に給水所と応急給水槽での給水活動を開始し、断水率の高い地域から順次、避難所給水拠点(最大13か所)を設け、より身近なところでの給水を可能とする。

応急給水体制が整うまでの間は、備蓄飲料とともに協定団体による流通物資であるペットボトル水で対応する。

避難所においては、小・中学校に既設の受水槽を使用し、飲料水を確保する。

(2) 給水体制の流れ



給水所(2か所): 西瑞江給水所、葛西給水所

給水所では、水道局が応急給水に必要な資機材を設置し、区が区民等への応急給水を行う。ただし、勤務時間外などで水道局職員が到着していない場合は、区が設置等を行う。

応急給水槽(5か所): 篠崎公園、宇喜田中央公園、小岩公園、大島小松川公園、葛西南高等学校

応急給水槽では、区が応急給水に必要な資機材を設置し、区民等への応急給水を行う。

避難所給水拠点(最大13か所)

区は、断水地区の避難所(小・中学校)に給水拠点を定め、ウォーターバルーンを設置し、トラックに積載した給水タンクによって飲料水を運搬する。避難所運営協議会(学校、区民、区)は、区民等が持参したポリタンク等へ給水する。

仮設給水栓（消火栓）

自主防災組織等は、都から貸与される応急給水用資機材（スタンドパイプ）を用いて、消火栓等を活用した応急給水を行う。

仮設配管

水道局は、状況に応じて通水地域から仮設配管、仮設給水栓を設置し、区と協力して応急給水を行う。

避難所受水槽（小・中学校106か所）

避難所運営協議会（学校、区民、区）は、小・中学校に既設の受水槽を使用し、飲料水を確保する。

協定物資

協定団体より流通物資であるペットボトル水を受入れ、避難所等へ供給する。

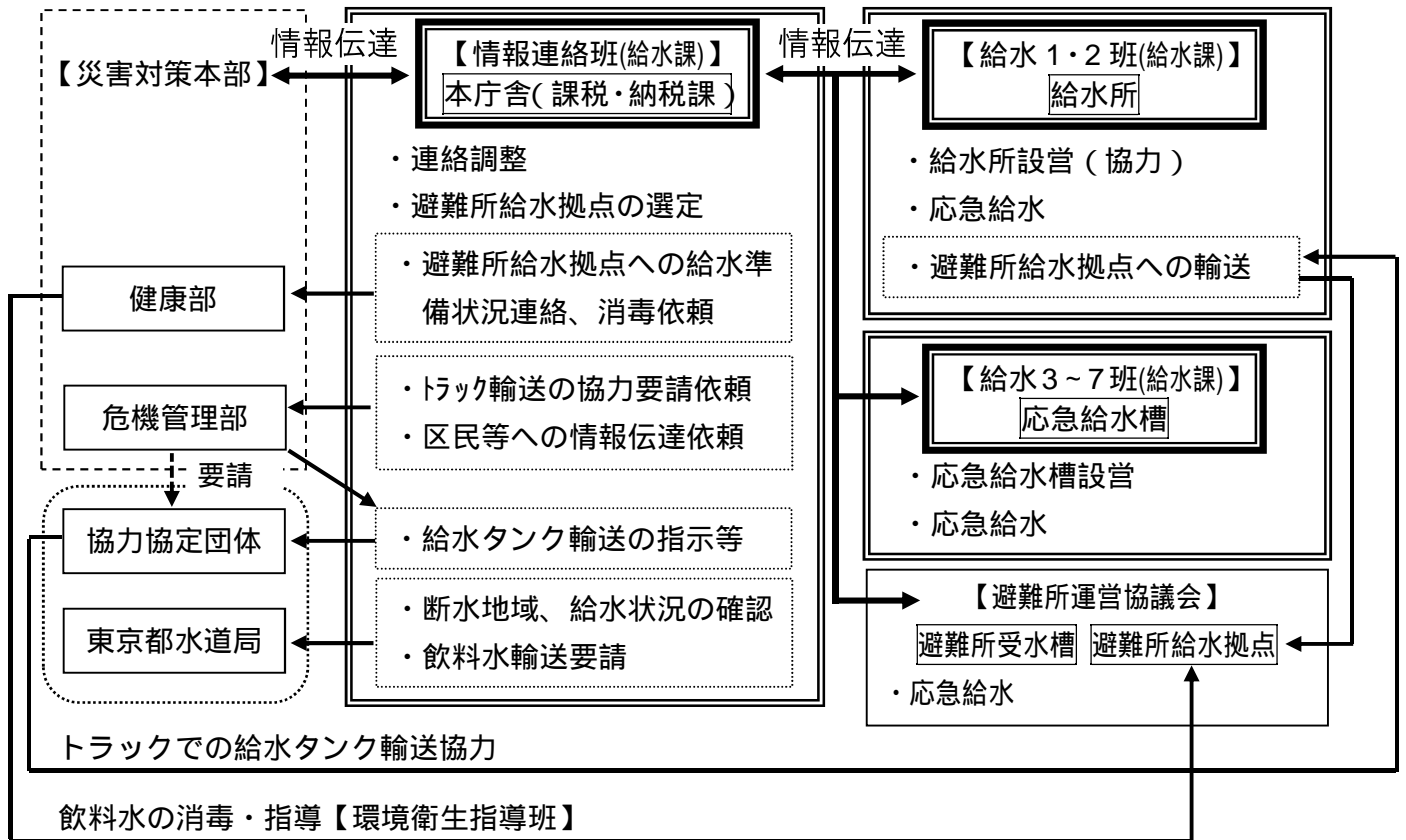
救援物資

企業、自治体、団体等よりペットボトル水を受入れ、避難所等へ供給する。

ペットボトルの備蓄

区民及び事業所は、平常時より家族、従業員及び利用者の最低3日分の飲料水や生活水の備蓄を行い、災害時に活用する。

(3) 応急給水体制



2 都と区、区民等の役割分担

	施設名	活動内容	水道局	区	区民・事業者	備考	
応急給水	給水所 (2か所)	応急給水用資機材の設置					
		給水所での区民への給水				区給水課 (課税課・納税課)	
		輸 送	医療施設・福祉施設				
			避難所給水拠点(設置含む)				区給水課 (課税課・納税課)
			仮設住宅等必要と認める場所				
	応急給水槽 (5か所)	応急給水用資機材の設置				区給水課 (課税課・納税課)	
		応急給水槽での区民への給水				区給水課 (課税課・納税課)	
	避難所	避難所受水槽での区民への給水				避難所運営協議会 (学校・区民・区)	
		避難所給水拠点での区民への給水				避難所運営協議会 (学校・区民・区)	
		避難所給水拠点での飲料水の消毒				区環境衛生指導班 (生活衛生課)	
		仮設給水栓(消火栓)からの応急給水(スタンドパイプ)				自主防災組織等	
	仮設配管からの応急給水				区給水課 (課税課・納税課)		
協力協定 救援物資	ペットボトル水の受入・供給				区物資課 (産業振興課)		
	ペットボトル水の区民への配布				避難所運営協議会 (学校・区民・区)		
個人備蓄	3日分の飲料水(備蓄)の消費						

後方医療に含まれる医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、区から都本部を通じて緊急要請があった場合、水道局は車両輸送により応急給水を行う。

避難所運営協議会とは、避難所の自主運営が円滑に行われるように学校・区民・区(避難所開設指定職員)が一体となって組織する協議会である。

3 給水課分掌事務

区災害対策本部設置時の課名		行政組織	分 掌 事 務
給水課	一課	課税課	1. 給水計画に関すること
	二課	納税課	2. 応急給水に関すること

4 給水課職員数 (資料 1 P.10)

5 給水課の組織

非常配備態勢(勤務時間中)、特別非常配備態勢(勤務時間外)いずれの場合も同じ態勢で、担当する職員は事前に定めておく。

(平成 27 年 4 月 1 日現在) (名)

名 称		従 事 場 所	非常配備態勢	特別非常配備態勢
情報連絡班		本庁第一庁舎	4	4 (2)
給 水 所	給水 1 班	西瑞江給水所 (東瑞江)	17	17 (14)
	給水 2 班	葛西給水所 (北葛西)	16	16 (13)
	計			33
応 急 給 水 槽	給水 3 班	都立篠崎公園 (上篠崎)	19	19 (16)
	給水 4 班	区立宇喜田中央公園(北葛西)	13	13 (13)
	給水 5 班	区立小岩公園 (北小岩)	19	19 (12)
	給水 6 班	都立大島小松川公園(小松川)	19	19 (14)
	給水 7 班	都立葛西南高校 (南葛西)	12	12 (6)
	計			82
合 計			119	119 (90)

特別非常配備態勢の()は、江戸川区及び江戸川区隣接区市居住職員数で内数

6 水道局の態勢 (資料 2 P.11)

7 給水拠点 7 か所 26,000 m³ (資料 3 P.12)

	給水所(2か所)	応急給水槽(5か所)
各施設での区民への水の給水	○	○
他の場所への水の輸送・給水	○	×

(1) 給水所 2 か所 19,900 m³ (資料 4 P.13)

名 称	所在地	貯留量	備 考
西瑞江給水所	東瑞江 1-26	2 池 6,600 m ³	
葛西給水所	北葛西 3-9	2 池 13,300 m ³	都立宇喜田公園に隣接

給水所は自動運転(無人)、水運用センター(文京区本郷)及び江東給水所(江東区新砂)が遠隔監視している。平日は管内の給水所を巡回点検している。

西瑞江給水所については、改修工事のため平成 28 年 3 月まで運用休止中である。

(2) 応急給水槽 5か所 6,100 m³ (資料 5 P.14)

場 所	所在地	貯留量	備 考
都立篠崎公園内	上篠崎 1-25	1基 1,500 m ³	避難場所
区立宇喜田中央公園内	北葛西 4-15	1基 1,500 m ³	
区立小岩公園内	北小岩 6-43	1基 1,500 m ³	
都立大島小松川公園内	小松川 1-7	1基 1,500 m ³	避難場所
都立葛西南高等学校内	南葛西 1-11	1基 100 m ³	小規模応急給水槽

応急給水槽は自動運転(無人)、水運用センター(文京区本郷)及び東部第一支所(江東区新砂)が遠隔監視している。(参考)

- 松島地区等の避難場所は葛飾区立新小岩公園(葛飾区西新小岩 1-1)であり、公園内に応急給水槽がある。ここの応急給水槽での給水は葛飾区が行う。
- 都立大島小松川公園の西側は江東区にある。公園は江戸川区と江東区の避難場所であり、ここの応急給水槽での給水は江戸川区が行う。

(3) 避難所給水拠点候補地 13か所 (発災後、需要の高い地域に設置)

	学校名	所在地		学校名	所在地
区 民 課	上一色中	上一色 1-8-11	小 松 川 小 岩	平井小	平井 6-35-1
	三松江小	中央 4-13-1		西小岩小	西小岩 3-19-12
	東小松川小	東小松川 3-27-1		小岩小	東小岩 3-20-10
	松江四中	西一之江 1-16-1		小岩二中	東小岩 1-6-10
	一之江二小	春江町 4-16	鹿 骨	新堀小	新堀 1-32-1
葛 西	二葛西小	東葛西 6-33-1	東 部	篠崎中	篠崎町 5-12-19
	清新三小	清新町 1-1-38			

断水地区の避難所に避難所給水拠点(最大13か所)を設置する。

(4) その他の場所

仮設給水栓(スタンドパイプ) 自主防災組織等が実施

仮設配管 状況に応じて水道局が応急仮配管を設置し、区と協力して実施

避難所 既設の受水槽を使用し、避難所運営協議会が実施

8 給水課の業務

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 発災 6 時間以内 ... | 給水所(2 か所)、応急給水槽(5 か所)での給水体制を整える。 |
| 2 | 発災 24 時間以内... | 給水所(2 か所)、応急給水槽(5 か所)での給水を開始する。
避難所給水拠点の設置場所及び供給量を決定する。 |
| 3 | 発災 72 時間以内... | 2 決定後速やかに、避難所給水拠点(最大 13 か所)への水の輸送を開始する。 |

(1) 情報連絡班（本庁舎）

区災害対策本部、給水班との連絡調整

断水地域、給水状況の把握

避難所給水拠点（最大 13 か所）の設置場所及び供給量の決定

区車両(トラック)の調達及び連絡調整

協力協定団体への給水タンク等積載トラックの協力要請(資料 6 P.16)

給水課から区災害対策本部（受援統括課）を通して協力協定団体への協力要請をし、割り当てられた協定団体への実働指示等は給水課が行う。

給水所から避難所給水拠点(最大 13 か所)に水・ウォーターバルーン等（タンク）を輸送するための車両(1 t 以上 2 台)。

生活衛生課へ避難所給水拠点での飲料水消毒依頼

水道局への飲料水輸送要請

区災害対策本部へ区民等への情報伝達依頼

給水場所、ポリタンク等の持参について、区災害対策本部を通し区民等へ情報伝達を行う。

給水班と連絡が取れない場合は、給水班に区防災無線(トランパ-型)を配付又は伝令で行う。(資料 7 P.17)

(2) 給水1・2班（給水所）

水道局が行う給水所設営の協力

給水所での被災者への応急給水

避難所給水拠点への輸送・応急給水所設置(発災72時間以内に完了)

給水所	都	区	管轄区域	避難所給水拠点
西瑞江給水所	江戸川営業所	給水1班	小岩・東部・鹿骨地区	5 か所(校)
葛西給水所	"	給水2班	小松川・区民課・葛西地区	8 か所(校)

管轄する担当地区は原則であり、状況に応じて対応する。

(3) 給水3～7班（応急給水槽）

応急給水所の設営（発災6時間以内に完了）

応急給水槽は、区職員だけで実施する（水道局の職員は来ない）。

応急給水槽での被災者への応急給水

応急給水槽の水は原則輸送しない（輸送は、給水所が行う）。

応急給水槽には電話は無い。情報連絡班との連絡は、最寄りの公衆電話等か区施設の MCA 無線または災害時優先電話を使う。

9 活動態勢 ... 震度 5 強以上(区災害対策本部が設置される)

(1) 非常配備態勢(勤務中) ... 通常業務を縮小又は停止し指定の従事場所に配置
情報連絡班は課税課(又は納税課)で業務にあたる。

給水 1・2 班は、水道局江戸川営業所と連絡を取り対応にあたる。

- 給水所での水道局職員への協力
- 給水所での区民への給水
- 避難所給水拠点での給水所の設置及び水の輸送(設置の指示があった場合)
避難所給水拠点では、避難所運営協議会等が応急給水を行う。

避難所給水拠点での給水方法

1. 給水 1・2 班は、避難所給水拠点にウォーターバルーンを配置する。
ウォーターバルーンは、衛生上の観点から未使用のもの(訓練等で使用していないもの)とする。

2. 給水 1・2 班は、トラックに給水タンクを積載し、水を入れ、避難所給水拠点へ輸送しウォーターバルーンに給水ポンプで注水する。

備蓄場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水タンク 10 台(1t/8 台、0.5t/2 台) 大島小松川公園備蓄倉庫 5 台, 葛西防災施設 5 台 ・ ウォーターバルーン 36 基 下鎌田西小 15 基, 大島小松川公園備蓄倉庫 3 基, 葛西防災施設 18 基 ・ 給水ポンプ 5 台 葛西防災施設 5 台
------	--

3. 情報連絡班は、避難所給水拠点での給水準備状況について環境衛生指導班へ連絡し、飲料水の消毒について依頼する。

連絡先：健康部生活衛生課 TEL：3658-3177，MCA 無線 210

4. 環境衛生指導班(健康部)は、避難所給水拠点で最初の消毒の確認及び消毒を行い、自主防災組織が自ら行えるよう指導を行う。以後、自主防災組織が自ら消毒の確認及び消毒を行う。

飲料水の消毒	<p>ウォーターバルーン内の水の残留塩素を簡易残留塩素検出紙を用いて測定し、遊離残留塩素が、0.2mg/l 以上あることを確認する。 で 0.2mg/l を下回る場合は、消毒薬(商品名：ピューラックス等)を用いて消毒を行う。</p> <p>【6%のピューラックスの場合】 ウォーターバルーン(容量 1 t)に対し、約 6 ml (ピューラックス 600ml ボトルのキャップ 1 杯)を入れる。(おおよそ 0.4 mg/l になる) 消毒薬を加えた後は、薬が拡散するまでしばらく置き、再度測定を行う。</p> <p>遊離残留塩素が、0.2mg/l 以上あることを確認し給水を開始する。 消毒薬について不足が生じた場合、環境衛生指導班は都に要請する。 連絡先：都福祉保健局環境保健衛生課水道係 TEL：5320-4393</p>
--------	--

5. 避難所運営協議会は、区民等が持参したポリタンク等に給水する。

給水3～7班は、各応急給水槽に出発する。

【応急給水槽の鍵の保管場所】

- 防災危機管理課のキーボックス内
- 区民課及び各事務所に配置の「非常応急セット」トランク内
(非常応急セット、資料 10 P.22)

- 事務所及び応急給水槽への移動は徒歩・自転車等を使用する。
- 「非常応急セット」から鍵、応急給水槽取扱要綱、腕章等を取り出す。
- 応急給水槽で応急給水架台・給水栓を設置（応急給水作業マニュアルを参照）
- 応急給水槽で区民への給水

各応急給水槽に給水袋(3,000 枚)を備蓄しており、水を取りに来た区民に必要なに応じて配布する。

給水班	応急給水槽	最寄りの事務所	都立大島小松川公園内の応急給水槽での給水袋は大島小松川公園備蓄倉庫に配置してある
3班	都立篠崎公園内	鹿骨事務所	
4班	区立宇喜田中央公園内	葛西事務所	
5班	区立小岩公園内	小岩事務所	
6班	都立大島小松川公園内	小松川事務所	
7班	都立葛西南高校内	葛西事務所	

(2) 特別非常配備態勢(勤務時間外) (業務内容は(1)非常配備態勢に準拠)

情報連絡班は課税課(又は納税課)が業務にあたる。

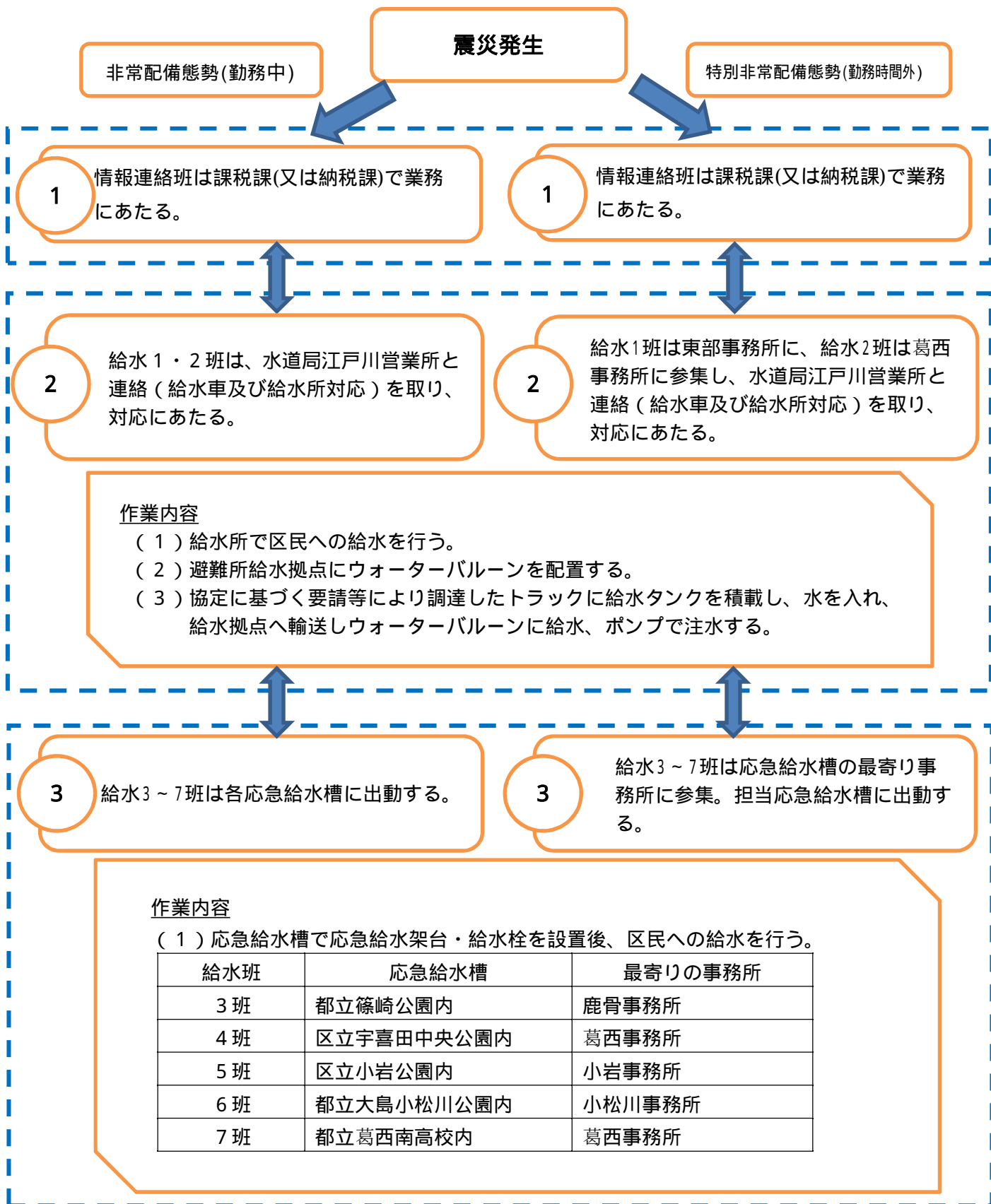
給水1班は東部事務所に、給水2班は葛西事務所に参集し、水道局江戸川営業所と連絡を取り、各給水所にて対応にあたる。水道局職員が給水所に到着していない場合は、区が設置等の対応を行う(「指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書」による)。ただし、給水所の運用休止期間については、水道局所有の車両輸送等による対応となる。

給水3～7班は、応急給水槽の最寄りの事務所に参集の上、事務所にある「非常応急セット」から鍵と必要物を取り出し、担当する応急給水槽に出動する。

参集時の留意事項(勤務時間外)

1. 服装
災害対策活動に適した動きやすい服装で参集すること。
防災服を所持している職員は、防災服を着用するが、自宅に置いていない場合は、着用しなくてもよい。
2. 携行品
参集時に、職員証、携帯ラジオ(FM付きが良い)、手拭い、飲料水、非常用食料(菓子類でもかまわない)、懐中電灯、着替え、筆記用具など必要な物を持参する。
3. 参集途上の情報収集
職員は、参集途上に知り得た災害状況を、参集場所の責任者に報告する。責任者は情報連絡班に報告する。
4. 責任者が不在の場合は、他の者が代行する。

【活動態勢 フロー図】



給水課職員数（課税課・納税課） 平成27年4月1日現在
(名)

職層	課長		係長級				係員				合計			
	2 (男)		10 (男、女)		4 (男、女)		42 (男、女)		62 (男、女)		54 (男、女)		66 (男、女)	
居住地	近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住
	2		13	1	77	27	92	28						
居住地別の男女数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	2		9	4	1		35	42	7	20	46	46	8	20

〔課係内訳〕

	係名	職員数	課長		係長級				係員				合計			
			近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住	近住	遠住		
			男	男	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
課税課	諸税係	7	1		2				1	3			4	3		
	課税第一係	23			1	1			5	9		7	6	10		7
	課税第二係	22			2				5	11		4	7	11		4
	税制システム係	9			1				4	1	1	2	5	1	1	2
	計	61	1		6	1			15	24	1	13	22	25	1	13
納税課	収納推進係	12	1			1	1		4	4	1		5	5	2	
	納税係	14			1	1			5	6		1	6	7		1
	徴収第一係	13				1			6	3	2	1	6	4	2	1
	徴収第二係	13			1				4	3	1	4	5	3	1	4
	特別整理係	7			1				1	2	2	1	2	2	2	1
計	59	1		3	3	1		20	18	6	7	24	21	7	7	
合計		120	2		9	4	1		35	42	7	20	46	46	8	20

(凡例)

- ・近住 ... 江戸川区及び江戸川区隣接区市居住職員
- ・遠住 ... 江戸川区及び江戸川区隣接区市以外に居住する職員
- ・職員には再任用フルタイム職員(課税第一係1名)を含んでいる。
- ・職員には地域拠点開設・運営を担当する職員(課税第二係1名)を含んでいる。

1 東部第一支所

営業所 江東営業所、墨田営業所、江戸川営業所

2 東部第一支所の応急給水担当場所

西瑞江給水所	江戸川営業所	亀戸給水所	墨田営業所
葛西給水所	江戸川営業所	豊住給水所	墨田営業所
江東給水所	江東営業所		
有明給水所	江東営業所		

* 平常時は、東部第一支所が各給水所・応急給水槽を管理しているが、災害時は、給水所を営業所が、応急給水槽を区が管理・運営する。

* 東部第一支所(管轄 / 墨田・江東・江戸川区及び台場地区全域、職員 215 名)は、災害時、水道施設復旧業務を行う。

3 非常配備要員（江戸川営業所 41 名の場合）

配備要因	参集要件	対象職員	人員
第 1 非常配備要員	1 震度 5 弱以下の地震が発生し、本部長が発令したとき。 2 震度 5 強以上の地震が発生したとき。	所属からおおむね 10 km 程度までの地域に居住する職員及び所長が定める職員	13 名
第 2 非常配備要員	1 震度 5 強以下の地震が発生し、本部長が発令したとき。 2 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。	所属からおおむね 20 km 程度までの地域に居住する職員及び所長が定める職員	12 名
第 3 非常配備要員	1 震度 5 強以下の地震が発生し、本部長が発令したとき。 2 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。	第 1、第 2 非常配備要員以外の職員	16 名

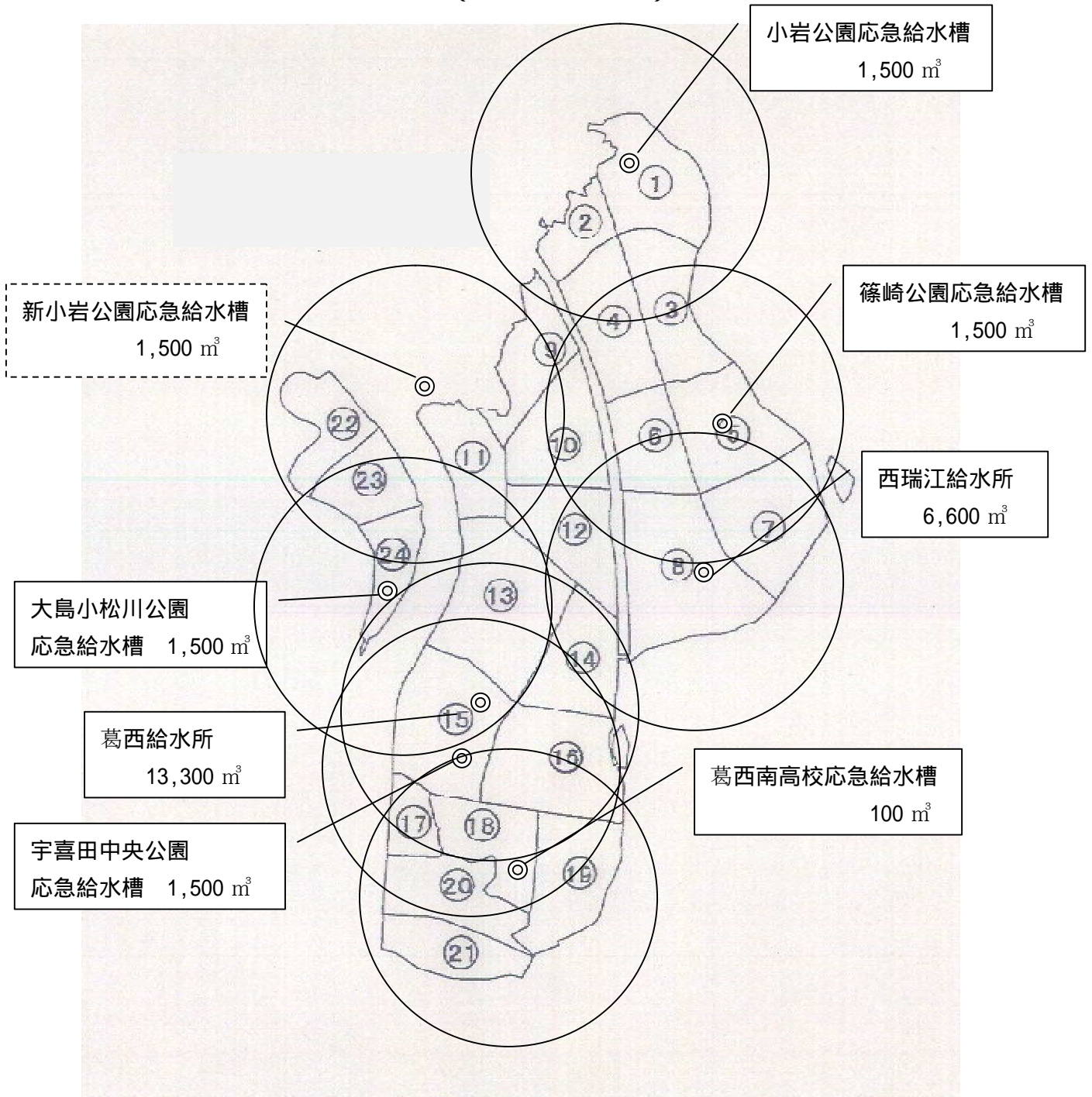
4 業務内容（江戸川営業所）「東京都水道局震災応急対策計画(平成 25 年 3 月)」より

- (1) 応急給水担当(作業班)の編成
- (2) 給水所における応急給水用資器材の設置及び応急給水
- (3) 車両輸送による応急給水
- (4) 仮設給水栓を活用した応急給水
- (5) 応急給水状況の把握及び記録
- (6) 支所及び給水拠点等との連絡調整
- (7) 区等関係機関との調整
- (8) 応急給水に関する広報

5 連絡先

東部第一支所	江東区新砂 1-7-2	3640-4010	都防災無線 4724-1
江戸川営業所	松江 5-4-12	5661-5085	区防災部線(MCA 無線)229

給水計画（水道局の計画）



給水所・応急給水槽 7 か所を中心に半径 2 k m で全区をカバーする。

給水所	2 か所	19,900 m ³	葛西・西瑞江
応急給水槽	5 か所	6,100 m ³	小岩公園・篠崎公園・宇喜田中央公園 大島小松川公園・葛西南高校
合計	7 か所	26,000 m ³	

1人1日3リットル換算で13.5日分

資料 4

給水所の施設概要

		西瑞江給水所 (東瑞江 1-26) (電話 3679-0430)	葛西給水所 (北葛西 3-9) (電話 5676-5516)		備 考	
完成		昭和 38 年	平成 10 年			
敷地		11,990 m ²	21,800 m ²			
給水能力 / 日		46,872 m ³	195,840 m ³			
配 水 池	池数	ドーム型 2 基	地下 2 基			
	容 量	総容量	12,043 m ³	20,300 m ³	24,800 m ³	
		有効容量	10,000 m ³	18,000 m ³	22,000 m ³	
		計	20,000 m ³	40,000 m ³		
		確保水量	6,600 m ³	13,300 m ³		
	池の大きさ		内径 45.55m	長さ 68.4m	長さ 87.2m	
	水 深	総水深	7.75m	5.65m	5.65m	
		有効水深	6.5 m	5.0 m	5.0 m	
停 電	自家発電装置	約 1 日間稼働	約 4 日間稼働			
	応急給水	平常時と同じ	平常時と同じ			
給 水 資 機 材	給水タンク	(3 t) 4 基				
	ウォーターバルーン	5 基	5 基			
	エンジンポンプ	4 台				
	給水栓	5 台	4 台			
	給水栓 ホース	50m				
		40m		1		
		30m	2			
20m		2	2			
5m		1 1	2			
	1m	4	2			

給水所には輸送車両(トラック)は無く、協定に基づく要請等によりトラックを調達し、給水タンクを積載・注水し、輸送する。

水道局が保有する給水車(区部)は 10 台(2 m³ 8 台、3.2 m³ 1 台、4 m³ 1 台)で、杉並区に配車。

停電の場合、配水ポンプの停止により、配水池流出側の水は止まるが、その際は、別のルートから水を配水し断水を防ぐ(給水所の水槽清掃等で給水所の運転を停止させる事がある)。

浄水場から来る送水管は耐震化により破損する可能性は極めて低い。また、給水所からの送水は水圧をかけて配水しているので、配水先で管が破損した場合でも泥水等の逆流は無い。

応急給水槽の施設概要

		都立篠崎公園 (上篠崎 1-25)	宇喜田中央公園 (北葛西 4-15)	小岩公園 (北小岩 6-43)	都立大島小松川公園 (小松川 1-7)	葛西南高校 (南葛西 1-11)	
完成		昭和 55 年	昭和 59 年	昭和 62 年	平成 9 年	平成 8 年	
給水槽容量		1,500 m ³ (750 m ³ ×2 槽)	1,500 m ³ (750 m ³ ×2 槽)	1,500 m ³ (750 m ³ ×2 槽)	1,500 m ³ (750 m ³ ×2 槽)	100 m ³ (3m×15m)	
ポンプ	循環ポンプ	0.52 m ³ /秒	0.6 m ³ /秒	0.6 m ³ /秒	0.6 m ³ /秒		
	給水ポンプ	0.8 m ³ /秒	1.0 m ³ /秒	1.0 m ³ /秒	1.0 m ³ /秒		
	配水ポンプ	0.2 m ³ /秒	0.2 m ³ /秒	0.2 m ³ /秒	0.2 m ³ /秒		
発電機	燃料	軽油	軽油	軽油	軽油		
	燃料タンク	480 ㍓	480 ㍓	480 ㍓	490 ㍓		
	燃料消費量	7.87 ㍓/h	7.87 ㍓/h	7.87 ㍓/h	7.06 ㍓/h		
	稼動時間	60 時間	60 時間	60 時間	69 時間		
給水設備	屋内給水栓	地下 3 階 11 個	地下 2 階 10 個	地下 2 階 10 個	地下 1 階 10 個	貯水層 地下埋設	
	屋外給水口	(75) 3 口	(75) 3 口	(75) 3 口	(75) 3 口	(40) 2 口	
	給水架台	18 台	17 台	17 台	17 台	給水栓 6 個	
	布ホース	(20m)3 本	(20m)3 本	(30m)3 本	(20m)3 本	(5m) 2 本	
	布ホース	(10m)15 本	(5m)15 本	(5m)15 本	(5m)15 本		
付帯設備	自吸装置	エンジンポンプ	1 台	1 台	1 台	1 台	(0.6 m ³ /分)1 台
		吸込ホース	(9m) 1 本	(9m) 1 本	(9m) 1 本	(10m) 1 本	(燃料 12 ㍓保有 / 12h 稼動)
		排水ホース	(10m) 1 本				
	投光器(10mケーブル付)	(400W)1 台	(500W)1 台	(500W)1 台	(500W)1 台	手押しポンプ1台	
	電工ドラム	1 台	(30m) 1 台	(30m) 1 台	(30m) 1 台	(2,800 ㍓/h)	
	携帯ライト	1 台	2 台	2 台	2 台	給水ホース 1 本 (5m)	
	ガードランプ	3 台					
	携帯用タンク		(20 ㍓)1 個	(20 ㍓)1 個	(20 ㍓)1 個	(20 ㍓)1 個	
	ポリバケツ		(13 ㍓)2 個	(13 ㍓)2 個	(13 ㍓)2 個		
	脚立	1 台	1 台	1 台	1 台		
工具	一式	一式	一式	一式			
その他			ロープ(5m)2 本	ロープ(5m)2 本		鉄蓋開閉金具 4 本 鉄蓋ストッパー開放金具 2 本 呼び水用ポリタンク (2 ㍓)1 個	

応急給水槽の外部取り出し口には、消火用取水口(75)もある。

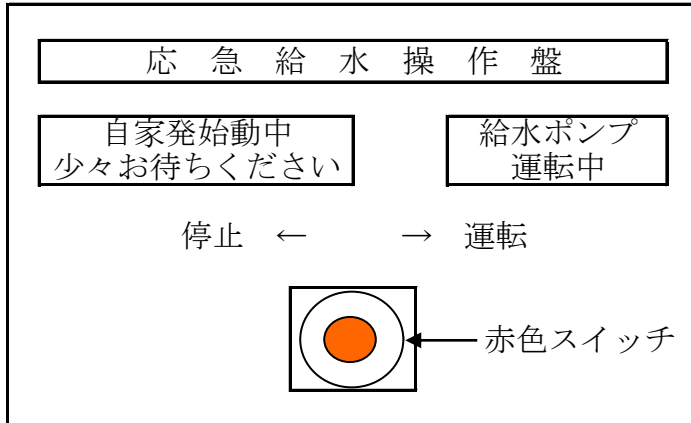
応急給水槽では停電時、配水管の流出入とも緊急遮断弁が作動し、濁り水の流入を遮断する。

応急給水槽の点検は、月 2 回実施(水道局、業者委託各 1 回)

応急給水槽には電話は無い。

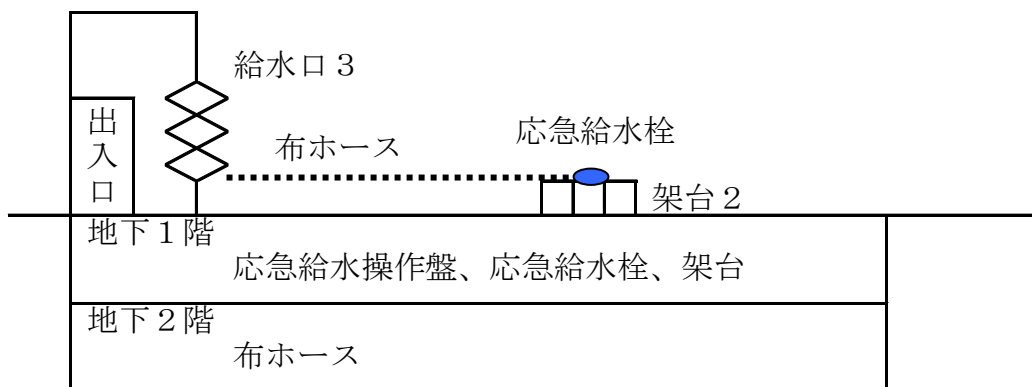
応急給水施設の使い方 (都立篠崎公園内応急給水槽の場合)

- 1 応急給水操作版（地下1階、階段の正面）の操作
 赤色スイッチを右に回し運転にする。
 給水ポンプが自動的に運転され「給水ポンプ運転中」が表示される。
 (停電中は、この操作により自家用発電機が自動的に始動する。)



(注)
 給水ポンプが運転されない時は、給水ポンプ盤のスイッチ選択を確認する。

- 2 応急給水装置（応急給水線、架台、布ホース）の設置
 (1) 応急給水装置を「応急給水装置配置図」に従って屋外に設置する。
 なお、応急給水栓、架台は地下1階、布ホースは地下2階に収納してある。
 (2) 屋外に設置した応急給水栓の弁を開ける。
- 3 給水開始
 (1) 応急給水栓弁を少し開ける。（地上1階）
 (2) 屋外に設置した応急給水栓弁から水が出たら弁を閉める。
 (3) 応急給水栓弁を全開にする。
 (4) 応急給水栓の水栓を開けて給水する。
- 4 応急給水停止手順
 (1) 応急給水栓弁を閉める。
 (2) 応急給水操作盤の赤色スイッチを右に回し停止にする。



災害時協力協定団体名簿（給水関係）

平成 27 年 7 月 1 日現在

種別	団体名	所在地	TEL・FAX	内容
物資 食料 (ペット ボトル 等)	大塚食品(株)東京支店	千代田区神田司町 2-11-1		飲料水等の優先供給
	(株)ヤマイチ	江戸川区一之江 4-14-14		応急物資の優先供給等
	(株)ライフコーポレーション	台東区台東 1-2-16		
	(株)ローソン	品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎		
	サミット(株)	杉並区永福 3-57-14		
	イオンリテール(株) イオン葛西店	江戸川区西葛西 3-9-19		
	(株)ダイエー	江東区東陽 2-2-20		
(株)イトーヨーカ堂	<(株)セブン&アイ・ホールディングス> 千代田区二番町 8-8			
輸送	東京都トラック協会 江戸川支部	江戸川区西葛西 7-28-8		緊急輸送業務
	江戸川郵便局	江戸川区松島 1-19-24		情報・車両・施設提供等
	小岩郵便局	江戸川区南小岩 8-1-10		
	葛西郵便局	江戸川区中葛西 1-3-1		
	赤帽首都圏軽自動車運 送協同組合城東支部	葛飾区東立石 1-1-3		軽自動車での緊急業務
輸送 給水活動	東京都水道局	<江戸川営業所> 江戸川区松江 5-4-12		指定給水拠点における初動応急給水活動、消火栓等からの応急給水
生活用水	江戸川区農業経営者 クラブ	江戸川区松本 2-16-3		井戸水の使用
	スターツCAM(株)	江戸川区中葛西 3-37-4		

江戸川区防災行政無線（MCA無線システム）一覧

平成27年7月1日現在

【1. 基地局・本部】

無線機番号	部 名 等	所 属(課係もしくは施設名)	郵便番号	住 所	直通電話	FAX	設置階	設置部屋名	導入年月日	特記
999	危機管理室	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟5階	防災危機管理課	2005/7/1	
991	本部GPS	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟5階	防災危機管理課	2006/7/1	GPS用
998	本部GPS	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟5階	防災危機管理課	2005/7/1	GPS用
993	本庁内線	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟6階	防災無線室	2005/7/1	内線用
994	本庁内線	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟6階	防災無線室	2005/7/1	内線用
995	本庁内線	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟6階	防災無線室	2005/7/1	内線用
996	本庁内線	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟6階	防災無線室	2005/7/1	内線用
997	本庁内線	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟6階	防災無線室	2005/7/1	内線用

【2. 半固定局】

無線機番号	部 名 等	所 属(課係もしくは施設名)	郵便番号	住 所	直通電話番号	FAX番号	設置階	設置部屋名	グループ設定	導入年月日	FAX短縮
201	環境部	小松川清掃事務所	132-0035	平井1-8-8	3684-6062	3684-6074	2階	事務所	4, 10, 14, 21, 22	2005/7/1	00
202	環境部	小岩清掃事務所	133-0052	東小岩1-7-7	3673-2859	3673-2535	1階	事務所	4, 10, 14, 23, 24	2005/7/1	01
203	環境部	葛西清掃事務所	134-0086	臨海町4-1-2	3687-3955	3687-3722	1階	事務所	4, 10, 14, 19, 20	2005/7/1	02
204	生活振興部	小松川事務所地域施設係	132-0035	平井4-1-1	3683-1586	3683-1506	1階	事務室	5, 10, 31	2005/7/1	03
205	生活振興部	葛西事務所地域サービス係	134-0083	中葛西3-10-1	3688-0434	3688-0499	1階	事務室	5, 10, 32	2005/7/1	04
206	生活振興部	小岩事務所地域サービス係	133-0052	東小岩6-9-14	3657-7836	3657-1436	1階	事務室	5, 10, 33	2005/7/1	05
207	生活振興部	東部事務所庶務係	132-0014	東瑞江1-17-1	3679-1123	3679-1130	1階	事務室	5, 10, 34	2005/7/1	06
208	生活振興部	鹿骨事務所地域サービス係	133-0073	鹿骨1-54-2	3678-6113	3678-6117	1階	事務室	5, 10, 35	2005/7/1	07
209	健康部	江戸川保健所健康推進課	132-8507	中央4-24-19	5661-2462	3655-9925	2階	健康推進課	6, 10	2005/7/1	08
210	健康部	小岩健康サポートセンター	133-0052	東小岩3-23-3	3658-3177	3671-5798	2階	生活衛生課	6, 10	2005/7/1	09
211	健康部	葛西健康サポートセンター	134-0083	中葛西3-10-1	3688-0154	3878-9834	2階	事務室	6, 10	2005/7/1	10
212	健康部	東部健康サポートセンター	132-0011	瑞江2-5-7	3678-6441	3678-6444	3階	事務室	6, 10	2005/7/1	11
213	健康部	清新町健康サポートセンター	134-0087	清新町1-3-11	3878-1221	3878-9847	1階	事務室	6, 10	2005/7/1	12
214	健康部	小松川健康サポートセンター	132-0034	小松川3-6-1	3683-5531	3683-5664	2階	事務室	6, 10	2005/7/1	13
215	健康部	鹿骨健康サポートセンター	133-0073	鹿骨1-55-10	3678-8711	3678-8714	1階	事務室	6, 10	2005/7/1	14
216	健康部	なぎさ健康サポートセンター	134-0085	南葛西7-1-27	5675-2515	5675-2519	1階	事務室	6, 10	2005/7/1	15
217	土木部	施設管理課(新左近川水門監視所)	134-0086	臨海町1-5先	3689-9730	なし	1階	管理室	7, 10	2005/7/1	
218	生活振興部	江戸川コミュニティ会館	132-0013	江戸川2-8	5664-1621	5664-1623	1階	事務室	5, 10, 34	2005/7/1	
219	文化共育部	タワーホール船堀	134-0091	船堀4-1-1	5676-2211	5676-2501	5階	管理事務室	10	2005/7/1	17
220	文化共育部	ボランティアセンター	132-0031	松島1-38-1	5662-7671	3653-0740	1階	ボランティアセンター	10	2005/7/1	35
221	文化共育部	ホテルサイド江戸川	134-0086	臨海町6-2-2			1階	フロント事務室		2005/7/1	18
222	文化共育部	穂高荘	399-8303	長野県安曇市穂高町			4階	フロント事務室		2005/7/1	19
223	関係機関	小松川警察署 警備課警備係	132-0031	松島1-19-22			6階	警備係		2005/7/1	
224	関係機関	小岩警察署 警備課警備係	133-0052	東小岩6-9-17			1階	指揮室		2005/7/1	21
225	関係機関	葛西警察署 警備課警備係	134-0084	東葛西6-39-1			3階	警備係		2005/7/1	22
226	関係機関	江戸川消防署 警防課防災安全係	132-0021	中央2-9-13			2階	警防隊本部		2005/7/1	23
227	関係機関	葛西消防署 警防課防災安全係	134-0083	中葛西1-29-1			2階	警防課		2005/7/1	24
228	関係機関	小岩消防署 警防課防災安全係	133-0073	鹿骨2-42-11			2階	警防課		2005/7/1	25
229	関係機関	東京都水道局 江戸川営業所営業	132-8567	松江5-4-12			1階	事務室		2005/7/1	26

江戸川区防災行政無線（MCA無線システム）一覧

230	生活振興部	コミュニティプラザー之江	132-0024	一之江7-35-22	3651-1261	3651-1283	4階	事務室	5, 10, 36	2006/10/1	
231	関係機関	東京電力 江東支社 総務グループ	136-0072	江東区大島3-4-5			3階	総務グループ		2005/7/1	28
232	関係機関	NTT東日本 東京 サービス運営部東	134-0081	北葛西4 1 43NTT葛西			1階	運営担当課長席横		2005/7/1	29
233	関係機関	東京ガス 緊急保安部東部ガスライ	116-8522	荒川区南千住3-13-1			1階	緊急対策室		2005/7/1	30
234	関係機関	トラック協会江戸川支部 事務局	134-0088	西葛西7-28-8			3階	事務局		2005/7/1	31
235	関係機関	江戸川区医師会 事務局庶務課	132-0021	中央4-24-14			2階	医師会事務局	6	2005/7/1	32
236	文化共育部	総合文化センター	132-0021	中央4-14-1	3652-1111	3655-9935	1階	事務局		2006/7/1	36
237	文化共育部	総合体育館	133-0043	松本1-35-1	3653-7441	3653-7161	1階	事務局		2006/7/1	37
238	文化共育部	スポーツセンター	134-8601	西葛西4-2-20	3675-3811	3869-7785	2階	事務局		2006/7/1	38
239	文化共育部	小岩図書館	133-0052	東小岩6-15-2	3672-0251	5694-2921	2階	事務局	10, 13, 41	2006/7/1	
240	生活振興部	松江区民プラザ(松江図書館)	132-0025	松江2-1-10	5661-5321	5607-1888	1階	事務局	10, 13	2008/4/22	
241	文化共育部	小松川図書館	132-0035	平井1-11-26	3684-6381	5609-5041	2階	事務局	10, 13, 41	2006/7/1	
242	文化共育部	篠崎文化プラザ(篠崎図書館)	133-0061	篠崎町7-20-19	3676-9071	3676-6545	3階	事務局	10, 13, 41	2006/7/1	
243	文化共育部	葛西図書館	134-0031	江戸川6-24-1	3687-6811	5696-9708	2階	事務局	10, 13, 41	2006/7/1	
244	文化共育部	西葛西図書館	134-0088	西葛西5-10-47	5658-0751	5658-0712	2階	事務局	10, 13, 41	2006/7/1	
245	文化共育部	中央図書館	132-0021	中央3-1-3	3656-6211	3656-6357	2階	事務局	10, 13, 41	2006/7/1	
246	文化共育部	共育プラザ南小岩	133-0056	南小岩4-5-8	3673-2206	5693-3296	1階	事務局	10, 12, 42	2006/10/1	
247	文化共育部	共育プラザー之江	132-0024	一之江3-13-7	3652-5911	5662-2429	1階	事務局	10, 12, 42	2006/10/1	
248	文化共育部	共育プラザ南篠崎	133-0065	南篠崎町3-12-8	3678-8241	3679-8385	1階	事務局	10, 12, 42	2006/7/1	
249	文化共育部	共育プラザ小岩	133-0051	北小岩2-14-17	3672-0604	5693-3298	2階	事務局	10, 12, 42	2006/7/1	
250	文化共育部	共育プラザ平井	132-0035	平井7-21-6	3618-4031	3618-6493	1階	事務局	10, 12, 42	2006/7/1	
251	文化共育部	共育プラザ葛西	134-0082	宇喜田町175	3688-8611	5674-6243	1階	事務局	10, 12, 42	2006/7/1	
252	生活振興部	北小岩コミュニティ会館	133-0051	北小岩6-35-17	5693-1162	5693-1164	1階	事務局	5, 10, 33	2006/7/1	
253	生活振興部	小岩アーバンプラザ	133-0051	北小岩1-17-1	5694-8151	5694-8155	1階	事務局	5, 10, 33	2006/7/1	
254	生活振興部	西小岩コミュニティ会館	133-0057	西小岩4-3-22	3672-0111	3672-0112	1階	事務局	5, 10, 33	2006/7/1	
255	生活振興部	南小岩コミュニティ会館	133-0056	南小岩7-17-10	5668-2241	5668-2351	1階	事務局	5, 10, 33	2006/7/1	
256	生活振興部	平井コミュニティ会館	132-0035	平井4-18-10	3683-3241	3683-3242	1階	事務局	5, 10, 31	2006/7/1	
257	生活振興部	小松川さくらホール	132-0034	小松川3-6-3	3683-7761	3683-7764	1階	事務局	5, 10, 31	2006/7/1	
258	生活振興部	上一色コミュニティセンター	133-0041	上一色2-6-10	3674-1381	3674-1382	1階	事務局	5, 10, 33	2006/7/1	
259	生活振興部	松江コミュニティ会館	132-0025	松江7-5-12	5662-5320	5662-5319	1階	事務局	5, 10, 36	2006/7/1	
260	生活振興部	一之江コミュニティ会館	132-0024	一之江2-6-15	3654-5320	3654-5318	1階	事務局	5, 10, 36	2006/7/1	
261	生活振興部	勤労福祉会館	134-0091	船堀4-2-5	3688-1481	3869-0058	2階	事務局	5, 10, 32	2006/7/1	
262	生活振興部	二之江コミュニティ会館	134-0013	江戸川6-46	5658-5320	5658-5319	1階	事務局	5, 10, 32	2006/7/1	
263	生活振興部	篠崎コミュニティ会館	133-0054	上篠崎4-21-8	5666-2771	5666-2773	1階	事務局	5, 10, 35	2006/7/1	
264	生活振興部	東部フレンドホール	132-0011	瑞江2-5-7	5666-1221	5666-1224	1階	事務局	5, 10, 34	2006/7/1	
265	生活振興部	瑞江コミュニティ会館	132-0015	西瑞江3-18-1	5243-2761	5243-2762	1階	事務局	5, 10, 34	2006/7/1	
266	生活振興部	北葛西コミュニティ会館	134-0081	北葛西2-11-19	5658-7311	5658-7313	1階	事務局	5, 10, 32	2006/7/1	
267	生活振興部	東葛西コミュニティ会館	134-0084	東葛西8-22-1	5658-4073	5658-4083	1階	事務局	5, 10, 32	2006/7/1	
268	生活振興部	新田コミュニティ会館	134-0083	西葛西7-17-1	5658-7211	5658-7213	1階	事務局	5, 10, 32	2006/7/1	
269	生活振興部	南葛西会館	134-0085	南葛西6-8-9	3686-9411	3686-9413	1階	事務局	5, 10, 32	2006/7/1	
270	生活振興部	清新町コミュニティ会館	134-0087	清新町1-2-2	3878-1981	3878-7270	1階	事務局	5, 10, 32	2006/7/1	
271	生活振興部	臨海町コミュニティ会館	134-0086	臨海町2-2-9	3869-2221	3869-2410	1階	事務局	5, 10, 32	2006/7/1	
992	環境部	清掃課	132-8501	中央1-4-1	5662-1991	5678-6741	北棟3階	清掃課長席横		2006/7/1	

江戸川区防災行政無線（MCA無線システム）一覧

【3. 携帯局】

無線機番号	部 名 等	所 属(課もしくは係まで)	郵便番号	住 所	直通電話番号	FAX番号	設置階	設置部屋名	グループ設定	導入年月日	備考
301	関係機関	㈱エフエム江戸川	133-0056	南小岩7-13-8			3階	制作		2005/7/1	
302	関係機関	ジェイコムイースト 江戸川局	134-0084	東葛西6 31 7			3階	業務局		2005/7/1	
303	生活振興部	小松川事務所地域施設係	132-0035	平井4-1-1	3683-5186	3683-1506	1階	事務室	5, 10, 31	2005/7/1	
304	生活振興部	葛西事務所地域施設係	134-0083	中葛西3-10-1	3688-0490	3688-0439	3階	事務室	5, 10, 32	2005/7/1	
305	生活振興部	小岩事務所地域サービス係	133-0052	東小岩6-9-14	3657-7836	3657-1436	3階	小岩区民館事務室	5	2005/7/1	
306	生活振興部	東部事務所地域サービス係	132-0014	東瑞江1-17-1	3679-1124	3679-1130	1階	事務室 庶務係付近	5	2005/7/1	
307	生活振興部	鹿骨事務所地域サービス係	133-0073	鹿骨1-54-2	3678-6113	3678-6117	1階	地域サービス係キャビネット上	5	2005/7/1	
308	健康部	江戸川保健所健康サービス課	132-8507	中央4-24-19	5661-2466	3655-9925	2階	健康サービス課	6	2005/7/1	
309	健康部	小岩健康リハビリセンター	133-0052	東小岩3-23-3	3658-3177	3671-5798	2階	生活衛生課	6	2005/7/1	
310	健康部	葛西健康リハビリセンター	134-0083	中葛西3-10-1	3688-0154	3878-9834	2階	事務室	6	2005/7/1	
311	健康部	東部健康リハビリセンター	132-0011	瑞江2-5-7	3678-6441	3678-6444	3階	事務室	6	2005/7/1	
312	健康部	清新町健康リハビリセンター	134-0087	清新町1-3-11	3878-1221	3878-9847	1階	事務室	6	2005/7/1	
313	健康部	小松川健康リハビリセンター	132-0034	小松川3-6-1	3683-5531	3683-5664	2階	事務室	6	2005/7/1	
314	健康部	鹿骨健康リハビリセンター	133-0073	鹿骨1-55-10	3678-8711	3678-8714	1階	事務室	6	2005/7/1	
315	健康部	なぎさ健康リハビリセンター	134-0085	南葛西7-1-27	5675-2515	5675-2519	1階	事務室	6	2005/7/1	
316	土木部	計画調整課	132-0021	中央1-10-5	5662-1884	3652-9858	2階		7	2005/7/1	
317	土木部	施設管理課	132-0021	中央1-10-5	5662-1884	3652-9858	2階		7	2005/7/1	
318	土木部	保全課	132-0021	中央1-10-5	5662-1884	3652-9858	2階		7	2005/7/1	
319	土木部	区画整理課地区整備係	133-0053	北篠崎2-26-7					7	2005/7/1	
320	都市開発部	都市計画課(予定)								2005/7/1	
321	文化共育部	文化課都市交流係(予定)								2005/7/1	
322	生活振興部	地域振興課コミュニティ係								2005/7/1	
323	危機管理室	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟5階	防災危機管理課		2005/7/1	携帯局
324	危機管理室	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟5階	防災危機管理課		2005/7/1	携帯局
325	危機管理室	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟5階	防災危機管理課		2005/7/1	携帯局
326	危機管理室	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟5階	防災危機管理課		2005/7/1	携帯局
327	えどがわ環境財団	公園サービス第二係(富士公園)	134-0085	南葛西6-23	5658-6053	5605-8247	2階	富士公園サービスセンター	8	2005/7/1	
328	えどがわ環境財団	公園サービス第三係(鹿骨事務所)	133-0073	鹿骨1-54-2	3678-6120	3678-6179	1階	フラワーホール事務室	8	2005/7/1	
329	危機管理室	防災危機管理課	132-8501	中央1-4-1	5662-2129	3652-9891	東棟5階	防災危機管理課		2009/3/6	ハンディタイプ
330	生活振興部	区民課	132-8501	中央1-4-1	5662-6816	3652-4036	南棟1階	地域サービス係	5, 10, 36	2013/3/15	
331	生活振興部	中平井コミュニティ会館	132-0035	平井7-1-6	5631-5320		1階	事務室	5, 10, 31	2013/3/15	
332	生活振興部	長島 桑川コミュニティ会館	134-0084	東葛西5-31-18	5679-6022		1階	事務室	5, 10, 32	2013/3/15	
333	文化共育部	子ども未来館(篠崎子ども図書館)	133-0061	篠崎町3-12-10	5243-4011		1階	資料 7 江戸川区防災行政無線(MCA無線システム)一覧		2013/3/15	
334	文化共育部	スポーツランド	133-0063	東篠崎1-8-1	3677-1711		1階	事務室		2013/3/15	

応急給水資器材



給水タンク（1 t）



給水タンク（1 t、0.5 t も同型）



ウォーターバルーン（1 t）



給水ポンプ

避難所で使用する資器材



ろ過機（エンジン付）



ろ過器（手動式）



ポリタンク（20 ㍓）

非常応急セット

非常応急セット



非常応急セット



収納物品

非常応急セット

	品名	数量	単位	備考
1	江戸川区地域防災計画書	1	冊	最新年度版を補充
2	特別非常配備態勢名簿	1	冊	同上
3	防災関係機関連絡一覧	1	冊	同上
4	災害時協力協定等団体名簿	1	枚	同上
5	各応急マニュアル	各1	冊	
6	応急給水槽取扱要綱	1	冊	最寄施設の要綱
7	区民館施設状況一覧	1	冊	区民課は第一庁舎の状況
8	江戸川区防災行政無線一覧	1	枚	
9	合鍵	各1	本	5 応急給水槽等

非常応急セット

	品名	数量	単位	備考
10	腕章(江戸川区)	250	枚	
11	名札	250	枚	
(その他) 白地図、懐中電灯、乾電池、携帯ラジオ、ランタン、軍手、筆記用具、ファイル、クリップボード、 ガムテープ、輪ゴム、のり、鉛筆削り器、炭カルポリ袋、はさみ、カッターナイフ、電卓等 (事務所等により多少異なります)				

学校避難所一覽

平成27年4月1日現在

小学校	所在地	電話	F A X	収容可能人員		受水槽 有効容量 (t)	高架水槽 有効容量 (t)	
				短期	長期			
1	小松川小	平井4-1-23	3685-4600	3685-4659	2,840	1,420	30.0	7.0
2	小松川二小	小松川3-6-4	3681-4319	3637-1846	3,268	1,634	41.0	11.0
3	平井小	平井6-35-1	3613-9311	3618-6526	2,153	1,076	15.0	6.8
4	平井二小	平井6-1-17	3613-6581	3618-6525	1,736	868	3.5	2.7
5	平井西小	平井7-22-24	3612-9498	3611-3201	1,887	944	13.0	3.3
6	平井東小	平井4-28-9	3681-0957	3637-6073	1,704	852	9.0	3.0
7	平井南小	平井3-3-1	3681-4532	3637-0164	2,181	1,090	14.0	6.8
8	松江小	松江1-16-5	3652-7146	5662-2965	2,573	1,287	16.0	---
9	西一之江小	松江7-17-1	3651-4845	5662-2964	2,699	1,350	15.0	9.0
10	二松江小	松島2-16-20	3652-7981	5662-3866	1,821	910	15.0	4.5
11	西小松川小	松島3-30-6	3651-2570	5662-3865	2,416	1,208	16.0	14.0
12	大杉小	中央2-16-15	3651-0561	5662-3864	2,211	1,105	16.0	6.4
13	大杉二小	大杉3-11-1	3653-4401	5662-3862	2,667	1,333	19.8	13.1
14	三松江小	中央4-13-1	3653-5348	5662-3861	2,279	1,139	24.0	8.0
15	大杉東小	西一之江2-8-5	3652-2194	5662-2963	2,183	1,092	14.4	4.8
16	東小松川小	東小松川3-27-1	3652-7413	5662-2961	2,434	1,217	22.0	7.0
17	船堀小	船堀2-22-22	3680-6101	3680-0006	2,861	1,430	25.0	6.6
18	船堀二小	船堀4-14-4	3689-5351	3869-2961	3,830	1,915	33.0	11.3
19	葛西小	中葛西2-4-34	3680-9366	3680-9478	2,953	1,476	28.0	9.0
20	二之江小	江戸川6-44	3680-6273	3687-8419	2,434	1,217	20.2	5.6
21	二之江二小	春江町5-13	3687-8031	3869-2436	2,046	1,023	18.0	6.0
22	二之江三小	江戸川5-18-3	3686-2311	3687-8209	1,619	810	9.0	3.5
23	二葛西小	東葛西6-33-1	3689-0211	3689-0215	3,385	1,693	12.0	---
24	三葛西小	北葛西4-2-19	3680-5111	3687-8697	2,783	1,392	17.0	6.4
25	四葛西小	中葛西8-8-1	3688-1833	3869-2309	2,822	1,411	22.5	7.5
26	五葛西小	北葛西2-13-33	3689-6216	3689-6371	2,512	1,256	19.0	6.0
27	六葛西小	西葛西4-5-1	3688-0485	3688-0510	3,153	1,576	28.8	11.2
28	七葛西小	西葛西7-8-1	3688-4891	3869-2198	2,589	1,295	13.0	4.2
29	南葛西小	南葛西5-10-1	3675-0315	3869-1735	2,998	1,499	23.0	7.3
30	南葛西二小	南葛西7-5-9	3686-1431	3869-1610	2,651	1,325	12.0	3.5
31	南葛西三小	南葛西5-2-1	3878-3357	3869-0499	3,156	1,578	27.0	5.0
32	西葛西小	西葛西3-9-44	3686-7640	3686-7686	3,067	1,533	21.0	7.0
33	新田小	西葛西8-16-1	3675-4681	3869-0373	2,446	1,223	10.4	3.0
34	宇喜田小	北葛西5-13-1	3689-1291	3869-0251	2,478	1,239	18.0	8.0
35	清新一小	清新町1-4-19	3878-1271	3869-0140	2,968	1,484	16.0	5.4
36	清新二小	清新町2-10-1	3878-1261	3878-1266	2,737	1,368	8.0	3.0

小学校	所在地	電話	F A X	収容可能人員		受水槽 有効容量 (t)	高架水槽 有効容量 (t)	
				短期	長期			
37	清新三小	清新町1-1-38	3878-3621	3878-3624	3,161	1,581	14.5	4.0
38	臨海小	臨海町2-2-11	5674-2761	5674-2763	3,245	1,622	30.6	10.2
39	東葛西小	東葛西8-23-1	3686-2806	3686-2592	3,181	1,590	26.7	6.0
40	瑞江小	西瑞江3-39	3679-0014	3678-5067	2,473	1,236	21.0	6.3
41	春江小	瑞江1-3-30	3679-0666	3670-2657	2,804	1,402	18.0	5.0
42	新堀小	新堀1-32-1	3678-6631	3677-1656	2,136	1,068	20.0	6.8
43	下鎌田小	東瑞江3-11-1	3679-6930	3676-3874	2,240	1,120	13.2	6.0
44	下鎌田東小	江戸川2-21	3679-8885	3677-0902	2,085	1,042	19.0	6.3
45	下鎌田西小	瑞江4-19-10	3677-4591	3677-0796	2,571	1,285	13.0	8.0
46	江戸川小	江戸川1-37	3670-6007	3677-0433	2,099	1,050	14.0	3.5
47	一之江小	一之江4-5-1	3651-2969	5662-2583	2,550	1,275	15.0	5.0
48	一之江二小	春江町4-16	3654-9831	5662-2943	2,881	1,441	25.5	8.0
49	鹿本小	松本2-35-7	3653-7414	5662-3794	1,816	908	9.0	4.8
50	鹿骨小	鹿骨6-3-5	3670-9475	3679-2212	2,022	1,011	12.0	9.0
51	鹿骨東小	鹿骨3-7-1	3677-8541	3676-3695	2,553	1,276	15.0	6.0
52	松本小	鹿骨6-9-1	3677-4341	3676-3589	1,891	945	14.4	4.0
53	本一色小	本一色2-10-1	3654-6030	3651-2410	2,183	1,092	16.0	4.8
54	篠崎小	篠崎町3-2-18	3679-1223	3676-2973	2,872	1,436	18.0	5.7
55	篠崎二小	上篠崎1-3-1	3670-0138	3676-2909	2,430	1,215	15.0	8.0
56	篠崎三小	東篠崎1-1-16	3679-0005	3676-2864	3,272	1,636	24.0	8.0
57	篠崎四小	篠崎町8-12-8	3679-1715	3676-2778	2,783	1,392	14.0	5.0
58	篠崎五小	北篠崎2-5-1	3677-9541	3676-2081	2,007	1,004	14.0	4.8
59	南篠崎小	南篠崎町4-27-5	3679-0441	3676-1934	2,705	1,353	23.0	7.8
60	鎌田小	南篠崎町2-45-18	3670-1638	3679-8574	2,338	1,169	23.0	7.6
61	小岩小	東小岩3-20-10	3657-1078	3658-1538	2,105	1,053	15.2	8.3
62	東小岩小	東小岩4-12-1	3657-0974	3658-4825	1,930	965	13.3	6.1
63	下小岩小	南小岩7-8-1	3657-1077	3658-0586	1,760	880	20.0	5.0
64	下小岩二小	南小岩5-5-1	3658-1227	3672-1876	2,240	1,120	9.0	3.0
65	上小岩小	北小岩7-2-1	3657-1348	3672-1865	1,930	965	17.5	6.8
66	上小岩二小	北小岩8-28-11	3673-0993	3672-1568	1,581	790	37.2	3.7
67	西小岩小	西小岩3-19-12	3657-1530	3658-0256	2,705	1,353	14.3	8.4
68	上一色小	西小岩2-4-1	3657-7216	3658-5331	1,239	619	12.0	6.0
69	上一色南小	本一色3-28-24	3655-4103	5662-3873	2,705	1,353	14.0	4.8
70	南小岩小	南小岩4-16-1	3657-1565	3658-5833	2,095	1,047	15.0	5.0
71	南小岩二小	南小岩2-16-1	3657-0257	3658-4513	2,428	1,214	24.0	9.0
72	中小岩小	北小岩3-12-22	3657-1721	3658-1922	2,628	1,314	13.0	6.3
73	北小岩小	北小岩2-15-1	3659-5351	3672-4654	1,852	926	13.2	9.0
小学校 (計)					180,033	90,016	1310.2	458.9

中学校	所在地	電話	F A X	収容可能人員		受水槽 有効容量 (t)	高架水槽 有効容量 (t)	
				短期	長期			
1	小松川一中	平井4-7-21	3681-3403	3682-5778	1,855	927	15.0	4.0
2	小松川二中	平井3-20-1	3685-4900	3685-4911	2,818	1,409	30.0	12.0
3	小松川三中	平井5-3-11	3619-9911	3614-7826	2,230	1,115	63.6	6.0
4	松江一中	松江5-5-1	3652-0197	3652-0412	3,457	1,728	31.3	7.8
5	松江二中	松島2-3-1	3651-2546	3651-8223	3,196	1,598	27.6	9.1
6	松江三中	中央1-20-1	3651-0043	3651-9350	2,194	1,097	17.0	6.3
7	松江四中	西一之江1-16-1	3652-7591	3652-7592	3,727	1,864	20.0	6.0
8	松江五中	一之江6-18-1	3652-7946	5662-2969	2,241	1,121	14.3	6.0
9	松江六中	松江7-16-18	3656-6711	3656-6774	2,045	1,022	18.8	8.5
10	二之江中	春江町5-3-1	3686-2281	3686-2283	2,613	1,307	23.0	8.0
11	葛西中	中葛西2-4-5	3680-3486	3896-3427	3,870	1,935	32.0	12.0
12	葛西二中	宇喜田町1085	3680-5146	3680-5147	2,272	1,136	15.6	5.1
13	葛西三中	中葛西6-6-13	3687-8021	3687-8024	2,611	1,305	24.0	8.0
14	南葛西中	南葛西5-12-1	3675-0317	3675-0607	2,067	1,033	18.0	6.0
15	南葛西二中	南葛西5-3-1	3878-3651	3878-3652	2,795	1,398	75.5	8.0
16	西葛西中	西葛西5-10-18	3686-7874	3686-8205	2,845	1,422	25.0	10.0
17	東葛西中	東葛西6-40-1	3675-4761	3675-4762	2,742	1,371	32.0	9.0
18	清新一中	清新町1-5-14	3878-1281	3878-1282	2,164	1,082	13.5	5.5
19	清新二中	清新町2-1-2	3877-6631	3877-6672	3,016	1,508	13.0	4.5
20	瑞江中	江戸川4-16	3651-2210	3651-0680	2,945	1,473	21.0	6.5
21	瑞江二中	瑞江4-54-1	3670-1301	3670-2993	2,434	1,217	20.0	6.0
22	瑞江三中	東瑞江1-38-33	3678-1495	3678-1496	2,316	1,158	19.5	6.6
23	春江中	春江町2-47-1	3678-9241	3678-9249	1,979	990	21.0	4.5
24	鹿本中	松本1-36-1	3651-0817	3654-2191	3,008	1,504	14.0	5.4
25	鹿骨中	鹿骨2-12-1	3678-5166	3678-5405	2,503	1,252	14.0	4.0
26	篠崎中	篠崎町5-12-19	3679-3001	3679-3216	3,098	1,549	37.7	7.4
27	篠崎二中	下篠崎町14-1	3677-9531	3677-9532	2,788	1,394	20.0	7.0
28	小岩一中	東小岩3-10-8	3659-7291	3659-7292	2,497	1,248	14.4	6.0
29	小岩二中	東小岩1-6-10	3657-1916	3657-1888	3,411	1,705	28.8	10.1
30	小岩三中	北小岩8-19-1	3657-1958	3657-1967	3,807	1,904	41.8	9.9
31	小岩四中	西小岩3-9-18	3659-9471	3659-9472	2,931	1,465	17.0	4.5
32	小岩五中	鹿骨5-27-1	3679-6375	3679-6344	3,280	1,640	34.3	10.7
33	上一色中	上一色1-8-11	3653-5407	3652-6293	3,125	1,562	27.0	11.4
中学校 (計)					90,881	45,441	839.7	241.8
小中学校 (合計)					270,914	135,457	2,149.9	700.7

避難所の収容基準 ... 長期避難 居室 3.3㎡当たり 2人
短期避難 居室 3.3㎡当たり 4人

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかきがあっても、その責めを負わないものとする。

（1）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）

- イ ホース（20m×2本）
- ウ 差込式異径媒介金具（2個）
- エ 開栓器、鉄蓋開閉用パール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具
- オ カラーコーン（4本）、コーンウエイト（4個）、コーンバー（4本）、残留塩素検査キット、バケツ（2個）及びホーローカップ

（2）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（20m×3本）

- 2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

- 3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

- 4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等の基準）

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

（1）資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所）が確保されていること。

（2）資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

（資器材の配送及び受領）

第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

- 2 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

- 3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（資器材の保管及び管理）

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。

3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(区職員への訓練等)

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水等の実施)

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月10日

甲 東京都
水道局長 増子 敦

乙 江戸川区
江戸川区長 多田 正見

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）とは指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び江戸川区地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（初動応急給水活動体制）

第3条 甲及び乙は、東京都地域防災計画に規定する役割分担に基づき、連携協力して初動応急給水活動を実施するものとする。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第4条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点の応急給水区画において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第5条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者という。」）により指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動を行わせることができる。

2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第6条 甲は、乙が指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する応急給水訓練に積極的に参加し、乙の職員又は指定従事者が初動応急給水活動に習熟するよう努めるものとする。

3 乙は、必要に応じて応急給水訓練を実施することができる。この場合において、乙は、応急給水区画の使用等について事前に甲の承諾を得るものとする。

4 甲は、応急給水用資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講ずるものとする。

(指定給水拠点の通知)

第7条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

(鍵の管理)

第8条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に係る鍵又は錠がダイヤル式の場合にあっては鍵となる番号(以下これらを「鍵等」という。)を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任において講じるものとする。

4 乙は、鍵等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

(費用の補償)

第9条 乙は、乙の職員又は指定従事者が、故意又は過失により応急給水区画内の施設、応急給水用資器材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

(相互の連絡調整)

第10条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(実施細目)

第11条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義等に関する協議)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成27年3月31日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 吉田 永

乙 江戸川区

江戸川区長

多田 正見

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

東京都（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）とは、指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動に関する覚書（以下「覚書」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の定義）

第1条 この実施細目で使用する用語の意義は、覚書で使用する用語の例による。

（初動応急活動の実施）

第2条 乙は、覚書第3条、第4条及び第8条の規定により、指定給水拠点の応急給水区画において初動応急給水活動（覚書第5条の規定により指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を行うときは、甲が作成し、配布する手順書に従って、初動応急給水活動実施するものとする。

2 前項の規定は、覚書第6条第1項から第3項までの規定により訓練を実施する場合にも準用する。

（応急給水訓練）

第3条 乙は、覚書第3条、第4条及び第8条の規定により指定給水拠点の応急給水区画において初動応急給水活動を行うため、応急給水区画及び同区画内の施設に出入りする方法、門扉等の開錠方法、応急給水用資器材の設置方法、応急給水の方法その他の指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動に必要な事項について、甲が実施する応急給水訓練等に参加し、一連の作業の習熟を図るものとする。

2 乙は、覚書第6条第3項の規定により応急給水訓練を実施しようとするときは、あらかじめ甲に届け出て、応急給水区画の使用等について、その承諾を得なければならない。

3 甲は、乙が実施する応急給水訓練に協力し、必要に応じて参加するものとする。

（初動応急給水活動の運用）

第4条 乙は、指定従事者により初動応急給水活動を行おうとする場合において、覚書第5条の規定により指定従事者について甲に通知するときは、指定給水拠点別に、その名称及び代表者（住所、氏名及び連絡先）等をあらかじめ甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第5条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成27年3月31日

- 甲 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 吉田 永
- 乙 江戸川区
江戸川区長 多田 正見